

序章 はじめに（計画の概要）

1. 背景と目的

公共交通は、まちづくりを推進していく上で、非常に重要な社会基盤です。

しかしながら、本市の公共交通は、多くの市民が移動手段として自家用車に強く依存している中、少子高齢化の進展、環境問題への関心の高まり、自治体における厳しい財政状況、民間交通事業者の厳しい経営環境等、厳しい状況におかれており、公共交通の利用者の減少が、サービスの低下を招き、更なる利用者の減少につながるなど悪循環となっています。

また、本市において、鉄道や路線バス等が運行されていない、公共交通の利便性が低い地区が多く見られる一方、鉄道やバスの利便性も良いとは言えない状況となっています。

このような状況の中でも、学生や高齢者等、自ら移動する手段を持たない市民の方々にとって、公共交通は通学、通院、買い物等、日常生活に不可欠なものです。

本市では、『安心して暮らせる住みよいまちづくり』を推進していますが、交通網の整備は、市民福祉・サービスの維持、向上とともに、都市の活力を高める上でも重要な施策であるため、今後は、市民、利用者、交通事業者、行政が協働し、将来にわたって安心・安全な生活を続けていくため、公共交通不便地域の解消や、高齢者をはじめとした多様な交通ニーズに的確に対応していく必要があります。

本計画は、本市の公共交通の基本となる指針や目標とこれを達成するための取り組みを明らかにし、安心して暮らせる住みよいまちづくりを推進するために策定するものです。

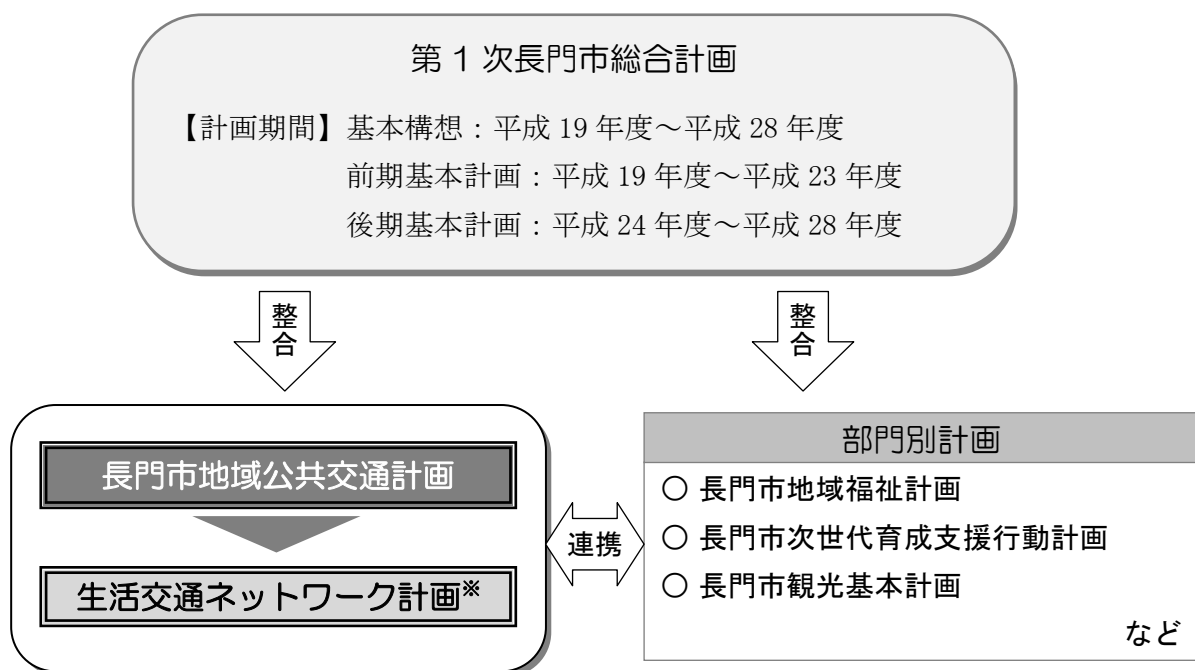
2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、長門市全域を基本とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、将来の公共交通（鉄道、バス等）のあり方を明らかにするものであり、本計画の策定に当たっては、将来のまちづくりの指針となる「第1次長門市総合計画」と整合を図ることに加え、都市計画、環境、観光、福祉など、まちづくりに関する各種計画とも密接な連携を図ります。

第1次長門市総合計画 後期基本計画（平成24年3月策定）では、基本目標である「自然と人が安らぐ安全なまち」を実現するための主要施策の一つとして「公共交通機関の充実」を位置付けており、本計画を策定し、地域の特性や住民ニーズに合った交通体系を維持・確保していくため、バス路線をはじめ、生活交通全般の取り組みを推進することとしています。



※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通ネットワーク計画

4. 計画期間

第1次長門市総合計画の計画期間が平成28年度で終了することから、その計画期間との整合を図り、本計画の計画期間を平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

ただし、本市全体の交通網整備については、相当な費用と準備期間を要することから、必要に応じて見直すこととします。

なお、本計画の推進に当たっては、事業実施の際に具体的な目標を設定するとともに、PDCAサイクル手法を導入して、計画に沿って実行した結果の検証及び分析を行い、見直しが必要な部分の改善を行いながら、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応していきます。

■計画期間：平成25年度～平成28年度（4年間）

